

山口県農業振興地域整備基本方針(案)の概要

1 変更の理由

「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、国が令和7年6月に公表した「農用地等の確保等に関する基本指針」に即して、現計画を見直し、令和17年を目標とした県方針を策定する。

2 主な変更内容

(1) 確保すべき農用地区域内の現況農地の面積

国が定める設定基準に基づき、「農用地区域からの除外や荒廃農地の発生のすう勢」、「農用地区域への編入、荒廃農地の発生防止・解消等の施策効果」により、令和17年の県の農用地区域内農地の目標を37,705haと算定

	基準年	目標年	増減
次期県基本方針	38,198ha(R5)	37,705ha(R17)	△493ha
現県基本方針	38,460ha(R元)	38,120ha(R12)	△340ha

(2) 各市町における農用地面積の規模

前回の基本方針変更以後の各市町における農用地面積の縮小等を反映し、現時点での農用地面積に変更

(3) 農業振興地域における基本的な事項

- ・基本方針「第1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項」の「3 農用地等の確保のための施策の推進」について、国の基本指針を踏まえ、地域計画に関する事項を追加
- ・基本方針「第6 農業の近代化のための施設の整備等に関する事項」の「1 重点作物別の構想」中、「(3) 畜産」について、全体構成を見直し
- ・基本方針「第7 農業を担うべきものの確保・育成のための施設及び体制の整備等に関する事項」の「3 農業を担うべき者の確保・育成のための活動」中、「(1) 地域をけん引する中核経営体等の育成と経営基盤の強化」について、県の施策を踏まえ、農福連携や他業種との相互連携を図り、多様な人材の確保を図ることを追加

等、所要の変更を実施